

羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

I 羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の背景

政府行動計画に基づき、国、地方公共団体、事業者等が連携・協力し、発生段階に応じた総合的な対策を推進

1. 新型インフルエンザについて

- 基本的にすべての人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念される。

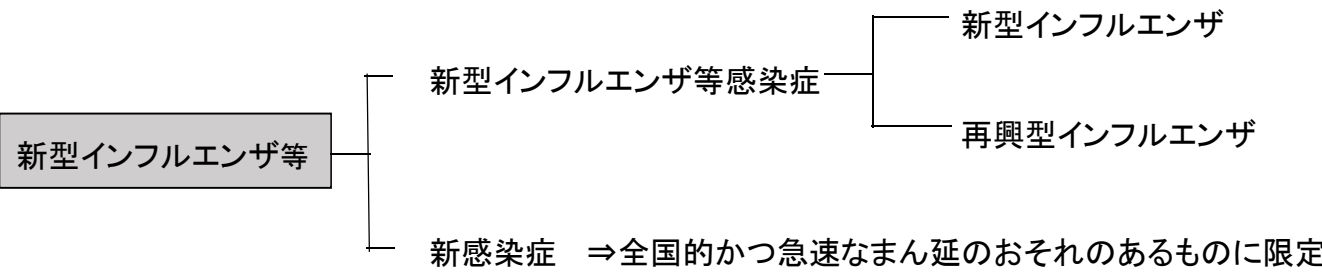
2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

- 新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応していくため、平成25年4月、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行された。
- 特措法では、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす、またはそのおそれがある場合に、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」）を発出することが明記されており、発出時は、市町村に対策本部を設置することが義務付けられている。

3. 羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成

- 特措法の施行を受け、今回、新たに羽曳野市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本市行動計画」という。）を作成した。

II 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症



III 対象の目的及び基本的な戦略

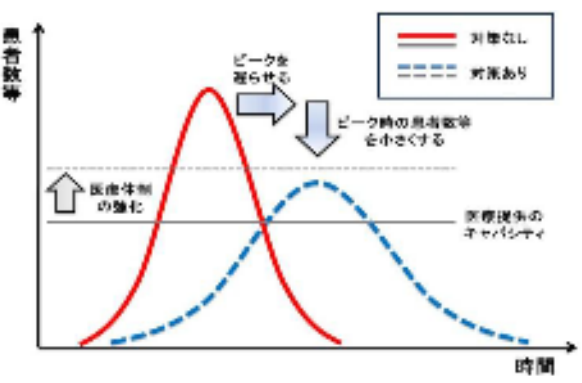
1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限に抑える

※社会の状況に応じて臨機応変に対応する。

※医療機関等現場が動きやすくなるように配慮

＜対策の効果 概念図＞



＜被害想定＞

	全 国	大阪府	羽曳野市
人口（平成22年）	約1億2,806万人	約886万人	約12万人
罹患者数（25％）	約3,200万人	約220万人	約3万人
（アジアインフルエンザ並みの致死率0.53％の場合による推計）			
受診患者数	約2,500万人 （上限値）	約173万人 （上限値）	約2.3万人 （上限値）
入院患者数	約53万人 （上限値）	約3万7千人 （上限値）	約490人 （上限値）
死亡者数	約17万人 （上限値）	約1万2千人 （上限値）	約160人 （上限値）
1日当たり最大 入院患者数	約10万1千人 （流行発生から5週目）	約7千人 （流行発生から5週目）	約90人 （流行発生から5週目）

※羽曳野市年齢別人口統計調査結果（H22.10.1現在）データより国の試算割合に基づき換算して試算

IV 行動計画のポイント

1. 特措法に基づく初の行動計画
2. 特措法で新たに盛り込まれた各種の対応等を記載

項 目	特 色
1. 体制整備	○ 市長を本部長とした対策本部の設置 ※政府が緊急事態宣言を発出した時は法定による設置
2. 予防	○ 市民への予防接種の実施 ・ 緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づく接種（全市民を対象） ・ 緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく接種（希望者のみを対象）
3. まん延防止	○ 大阪府が実施する以下の感染拡大防止策への協力 ・ 不要不急の外出の自粛要請 ・ 施設の使用制限の要請 等
4. 医療	○ 大阪府が臨時の医療施設を開設するにあたっての協力

発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期
対策の目的	・体制の整備 ・市内発生の早期確認に努める	・市内発生の遅延と早期発見 ・市内発生に備えて体制の整備	・感染拡大をできる限り抑制 ・適切な医療提供 ・感染拡大に備えた体制整備	・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑制 ・市民生活への影響を最小限化	・市民生活の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	・行動計画の作成 ・連携体制の強化等	・本市対策本部の準備	国・府・市町村・指定(地方)公共機関挙げての体制強化 ・本市対策本部の準備 ◆緊急事態宣言発出時 本市対策本部の設置(法定)	・感染拡大に伴う対策の変更決定等	・流行の第二波に備えた体制整備 ・対策の見直し
サーベイランス 情報収集	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・府のサーベイランスへの協力	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・府のサーベイランスへの協力	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・府のサーベイランスへの協力	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・府のサーベイランスへの協力	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・府のサーベイランスへの協力
情報提供・共有	・情報提供、共有について庁内外の体制整備等	・多様な手段による情報提供 ・コールセンター等の設置等	一元的な情報発信、市民へのわかりやすい情報提供 ・情報の受け手にとって適切な方法による提供 ・コールセンター等の充実・強化等	・情報の受け手にとって適切な方法による提供 ・コールセンター等の継続等	・情報提供のあり方の見直し ・コールセンター等の体制の縮小等
予防・まん延防止	・個人レベル、職場レベルで感染予防や対応方法について普及啓発 ・市民への予防接種の体制整備等	・特定接種の準備、開始 ・市民への予防接種の準備等	・市民、事業者等への感染予防策の要請 ・市民への予防接種の準備、開始等 ◆緊急事態宣言発出時 ・全市民を対象とした予防接種の実施 ・府が行う外出自粛要請、施設の使用制限等への協力	・市民、事業者等への感染予防策の要請 ・市民への予防接種の継続等	・第二波に備えた市民への予防接種の継続等
医療	・府への協力	・府への協力	・府への協力	・在宅での療養する患者への支援 ◆緊急事態宣言発出時 ・府と連携し、臨時の医療施設の設置	・第二波への備え ◆緊急事態宣言発出時 ・これまでの措置の縮小もしくは中止
市民生活の 安定確保	・要援護者への生活支援の体制整備 ・火葬能力等の把握 ・必要物資及び資材の備蓄	・一時的に遺体を安置する施設の確保に向けた準備	・要援護者への生活支援 ・外出の自粛や食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ ◆緊急事態宣言発出時 ・水の安定供給 ・便乗値上げの防止の要請等	◆緊急事態宣言発出時 ・水の安定供給 ・便乗値上げの防止の要請 ・火葬炉の確認等	・第二波への備え ◆緊急事態宣言発出時 ・これまでの措置の縮小もしくは中止

※段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。